

令和2年5月臨時議会 議案概要		担当課	税務課	種別	条例				
議案番号	議案第62号	議案名	専決処分について〔琴浦町税条例の一部改正について〕						
目的	地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)等が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることに伴い、琴浦町税条例の一部を改正する。								
内容	<p><b>1 徴収の猶予制度の特例</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に20%以上の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける。</p> <p>※この特例創設に伴う町の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置が創設された。【地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正】</p> <p><b>2 固定資産税</b></p> <p><b>中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置</b></p> <p>厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p> <p>(※)令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1" data-bbox="395 1198 1144 1299"> <tbody> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この措置に伴う減収については、新たに創設される「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(仮称)」により全額を補填される。</p>					30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ
30%以上50%未満減少している者	2分の1								
50%以上減少している者	ゼロ								
補足事項	<p>1 専決処分日 令和2年4月30日</p> <p>2 施行日 令和2年4月30日</p>								